Research Focus



2019年8月6日 No.2019-013

《人生 100 年時代の高齢者の身元保証を考える No.1》

超高齢社会に相応しい 身元保証システムの構築を

~「ヒト」に依存した身元保証は早晩行き詰まる恐れ~

調査部 副主任研究員 星 貴子

《要点》

わが国では、賃貸住宅への入居、手術・入院、就職など様々な生活の局面において、身元引受人や保証人が求められ、家族がそれを担うことが一般的となっている。しかしながら、少子化や家族関係の希薄化が進展するなか、子や兄弟姉妹、親戚を頼ることのできない高齢者が増加しており、身元保証人を確保できないことで、不利益を被る事態が相次いでいる。現行の身元保証システムは、社会情勢の変化に対応できているとは言い難いのが実情である。

そこで、「人生 100 年時代の高齢者の身元保証を考える」と題して、複数回に分けて、超高齢社会に相応しい新たな仕組みを考察する。シリーズ第1回の本稿は、総論として、高齢者を取り巻く社会環境の変化を取りまとめたうえで、現行の身元保証システムの問題を明らかにする。それを踏まえて、第2回以降において、身元保証人に求められている役割ごとに、今後求められる新たな仕組みについて具体的に考察する。

◆ 頼ることができる身寄りのない高齢者が増加

わが国では、少子化や晩婚・非婚化、および核家族化を背景に、単身や夫婦のみといった 高齢者だけで構成される世帯(高齢者世帯)が増加。2015年現在の高齢者世帯は1,201万世 帯と、すでにわが国の5世帯に1世帯を占める。加えて、家族関係の希薄化と相まって、た とえ子どもがいてもいざという時に頼れない、あるいは頼らない世帯も増加。こうした高齢 者世帯は、数百万規模に達している可能性。

◆ 2040年には高齢者世帯の半数で身元保証人を確保できない恐れも

今後についても、身内から身元保証人を確保できない世帯は増加する見込み。高齢者世帯は、2025年に1,427万世帯、2040年にはわが国全体の3割に当たる1,583万世帯に増加。このうち、子のない世帯は2040年には高齢者世帯全体の3分の1に当たる516万世帯に。加えて、保証する側の経済的・精神的負担への配慮から、あえて身内に身元保証人を依頼しない高齢者も増加することが見込まれ、2040年には、高齢者世帯の過半数で、身内による身元保証人の確保が困難になる恐れも。

◆ 身元保証人の有無が高齢者の生活を制約

頼ることができる身寄りのない高齢者が増加することで、入院・手術、介護保険施設への 入所や賃貸住宅への入居などの際に不利益を被る高齢者が相次ぐことになる。未収の入院費 や滞納家賃および施設損壊などの損害賠償の連帯保証人、安否確認や緊急連絡先を担う保証 人が確保できないことが理由。身内が保証人を務めることで日常生活の安心・安全を支える



手段の一つであった身元保証システムが、社会情勢や家族環境が変化するなか、むしろ高齢者の生活や活動にとって制約要因の一つに。

◆ 急がれる超高齢社会に相応しい身元保証システムへの改変

主に身内が債務保証から死後対応まで包括的に保証する現行の身元保証システムは、現代および将来予見されるわが国の状況に相応しいものとはいえない。「人生 100 年時代」と称し、高齢者の活躍や豊かな老後生活が目指されるなか、身元保証人が確保できなくても不利益を被らず、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるシステムへの改変は待ったなし。身元保証人に求められる個々の役割で、「ヒト」に代わる仕組みを構築すべき。

債務保証については、保険や信用保証を強化・拡充することで代替可能なケースがある。 医療判断については、健康保険証への重大医療行為の是非に関する本人の意思の登録を義務 付けることや、医師・弁護士等からなる第三者機関の創設が考えられる。扶養については、 地域包括ケアシステムの整備や ICT 等先端技術の利用により対応できるケースが少なくな いとみられる。死後対応については、マイナンバーを利用することで死後事務手続きの簡素 化や相続手続きの円滑化が図ることができ、身元保証人がいなくても速やかな対応が可能に なろう。

なお、上述の仕組みを構築、普及するには、民法、刑法、医師法、マイナンバー制度などの関連法制度や、所管する組織体制について検討する必要がある。これらについては、シリーズ第2回以降で詳述の予定。

本件に関するご照会は、調査部・星貴子宛にお願いいたします。

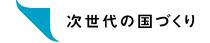
Tel: 03-6833-1666

E-Mail: hoshi.takako@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成 日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではあ りません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。





1. キャッチフレーズ先行の「人生 100 年時代」

わが国では、旧来の家族制度を前提にした身内による身元保証が、日常生活に組み込まれている。しかし近年、家族を取り巻く環境は変容し、身元保証人を立てることができず、とりわけ、高齢者が不利益を被るケースが相次いでいる。こうした事態を受けて、自治体および社会福祉協議会といった公的機関や民間事業者が、身内に代わり身元保証を行うサービス(身元保証人代行サービス)を提供し始めた。もっとも、提供主体によりサービス内容にばらつきや地理的な偏りがあるため、高齢者のニーズに必ずしも合っているとはいえないうえ、利用できる高齢者も限定されるのが実情である。

今後についても、少子化や家族関係の希薄化の進展により、身元保証人を確保できず、生活が制約される高齢者が増加する可能性が大きい。政府は「人生 100 年時代」と称し、個々の高齢者が活躍し豊かな生活を送ることができる社会構築を目指している。その実現に向け、身元保証人を求める慣行、システムを改め、超高齢社会に相応しい新たな社会システムを構築することが焦眉の急といえよう。

以上の問題意識の下、「人生 100 年時代の高齢者の身元保証を考える」と題して、複数回に分けて、従来の身元保証システムに代わる超高齢社会に相応しい仕組みを考察する。シリーズ第1回の本稿では、シリーズを通じた総論の位置づけで、高齢者を取り巻く社会環境の変化を取りまとめたうえで、現行の身元保証システムの問題を明らかにする。第2回以降は各論として、各種身元保証人に求められている役割ごとに、超高齢社会に相応しい具体的な仕組みを考察する。ただし、生活保護受給者など経済的に困窮している高齢者への対応については、社会福祉の枠組みのなかで行うべきものと考え、本シリーズでは言及しない。

なお、本シリーズにおける用語の定義として、「身内」の範囲を配偶者、法定相続の対象となる血族¹とし、「身寄り」の範囲を「身内」および家計を同じくする同居人(同世帯の構成員)とする。また、身元保証を担う者については、保証人や身元引受人等の様々な呼称があるが、ここでは「身元保証人」という呼称に統一する。

2. 多岐にわたる身元保証人の役割、重い責務

わが国では、賃貸住宅の入居、手術・入院や介護施設への入所、就労(就職)といった日常生活の様々な局面で、身元保証人を立てる慣行が定着している。「身元保証」という言葉から、素性や人柄など、被保証人(本人)の人物保証をイメージしがちである。しかし実際には、①滞納家賃や未払いの入院費および被保証人の行為による損害賠償の代位弁済(債務保証)、②手術への立ち会いや輸血・延命処置などの同意(医

¹ 子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、甥・姪。養子や認知した子も含まれる。





療判断)、③退院時の身柄の引き取りや認知症になった場合の生活支援(扶養)、④被保証人(本人)が亡くなった場合の遺体・遺品の引き取り、埋葬、相続手続きなど 一連の対応(死後対応)と、担うべき役割は多岐にわたる(図表 1)。

(図表1) 主なケース別にみた身元保証人に求められる役割

	①債務保証		②医療判断	③扶養	④死後対応
		被保証人の行為により 発生した損害の賠償			遺体・遺品の引取、埋 葬や相続手続等
賃貸住宅への入居	0	0		0	0
手術・入院・入所	0	0	0	0	0
就労(就職)		0			

(資料) 日本総合研究所作成 (注) 担うべき役割に○印。

そうした役割を担うことにより、身元保証人は往々にして、経済的、身体的、精神 的な負担を負うことになる。債務保証についてみると、代位弁済した債務を被保証人 (本人)に請求できるとはいえ、債務者本人の自己破産などにより、回収できないケ ースが多い。身元保証人が経済的に追い込まれるケースも珍しくない。

医療判断についてみると、本人が明確な意思表示をしているケースは稀で、多くの場合、本人の意思が確認できない切迫した状況のなかで、身元保証人が医療行為の是非を判断することになる。延命治療や臓器移植のような医療行為の場合、判断が適切であったか苦悩する身元保証人は少なくないとされる。

扶養については、身元保証人側に居住空間や金銭面および人員面での余裕が必要となる。とりわけ、被保証人が認知症や重度の要介護状態にある場合、社会問題となっている介護離職や社会からの孤立などにみられるように、身元保証人の生活が立ち行かなくなるリスクもはらんでいる。

死後対応については、他の家族や親族と分担するケースが大半と考えられるが、なかには一連の対応を全て身元保証人が任されるケースもある。この場合、身元保証人が、諸手続きのため多くの時間を拘束されるほか、一時的にでも費用を負担することとなる。

このように、身元保証人は、単なる人物保証ではなく、様々な役割を包括的に担い、 しかも、経済的、身体的、精神的負担をも強いられるほど、その責務は重いといえる。

3. わが国の5分の1の世帯は高齢者世帯

わが国では、長寿化の進展に加え、少子化や核家族化を背景に、65歳以上の単身世



帯や、高齢の夫婦²のみで構成される世帯(以下、高齢夫婦世帯と称す)が増加している。以下では、この二つの世帯類型を合わせて、高齢者世帯と称する。

国勢調査によれば、総世帯の伸びが鈍化する一方で、高齢者世帯の増勢は強まり、最新調査の 2015 年には、1,201 万世帯と、2000 年からの 15 年で 1.8 倍となった(図表 2)。総世帯に占める比率は 2015 年時点で 22.5%と、すでに、わが国の 5 分の 1 以上の世帯が高齢者世帯となっている。高齢夫婦世帯に比べ、単身世帯の増勢が強く、2015 年までの 15 年間で約 2 倍となった。

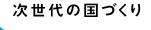
今後も、高齢者世帯は増加が続くとみられる。国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研と略す)の推計によれば、わが国の総世帯は 2025 年の 5,412 万世帯をピークに 2040 年には 5,076 万世帯へと減少するのに対し、高齢者世帯は一貫して増加する。図表 2 の通り、2025 年に 1,427 万世帯、2040 年には総世帯の 3 割に当たる 1,583 万世帯に達する。このうち単身世帯は、2020 年に高齢夫婦世帯を上回り、2040 年には高齢者世帯全体の過半を占める見通しである。



(図表2) 高齢者世帯の推移

(資料)総務省統計局「国勢調査(各年)」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」を基に日本総合研究所作成(注)比率=高齢者世帯÷総世帯(一般世帯)

² 夫婦のいずれかが 65 歳以上で配偶者が 60 歳以上の夫婦。一般的には、夫 65 歳以上、妻 60 歳以 上の夫婦(総務省による定義)。



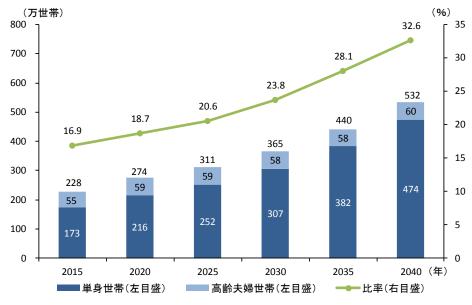


4. 身内を頼ることのできない高齢者の増加

高齢者世帯の増加に伴い、身内のいない、あるいは身内がいても頼ることができない高齢者が増える傾向にある。高齢者にとって最も身近な血縁者は子どもであるが、 晩婚や結婚経験のない高齢者の増加に加え、出生率の低下を背景に、子のない高齢者 世帯が増加している。

未婚の高齢者についてみると、内閣府の高齢社会白書(2017年)によれば、高齢者の未婚率³は、国勢調査のたびに上昇し、2015年調査では男性で 5.3%、女性で 4.3%であった。高齢者の未婚率は今後一段と上昇すると見込まれ、社人研の推計では、2040年には 12.1%に達する。また、内閣府が 2018年に実施した「高齢者の住宅と生活環境に関する調査⁴」では、子のない高齢夫婦世帯の割合は、調査対象の 8.7%であった。

これらを基に、子のない高齢者世帯の数を推計すると、高齢夫婦世帯は、2040年に60万世帯と2015年に比べ5万世帯程度の増加にとどまる一方、高齢単身世帯は、未婚率の上昇に伴い、2040年には474万世帯と、2015年の2倍以上にまで増加する5(図表3)。2020年からの20年間で子のない高齢者世帯は倍増し、2040年には、高齢者世帯の3分の1にまで達すると見込まれる。



(図表3) 子のない高齢者世帯数の推移(予測)

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」および内閣 府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査(2018年)」を基に日本総合研究所作成

- (注1)世帯数:四捨五入のため合計は一致しない。
- (注2) 比率=子のない高齢者世帯数:高齢者世帯数

³ 死別と離別を除く、一度も結婚したことがない者の割合。

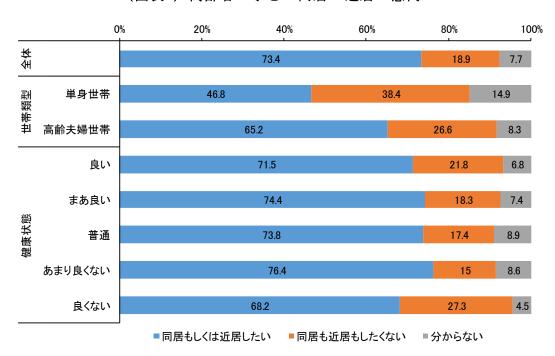
⁴ 調査期間:2018年11月17日~同年12月9日、調査対象:60歳以上(2018年1月1日現在)の 男女3,000人、有効回収数:1,870人(有効回収率62.3%)

⁵ 高齢夫婦世帯については、内閣府による調査の子のない割合(8.7%)が持続すると仮定した。 高齢単身世帯については、子の有無を分類するデータが公表されていないため、未婚の全高齢単 身者を「子のない世帯」とみなした。



加えて、家族関係の変化によって、身内を頼ることのできない高齢者が増加する可能性も指摘できる。従来わが国では、家族のみならず、家計を別にする身内でも、相互扶助・扶養をすることが一般的であった。しかし近年、兄弟、親戚であっても相互に過度な干渉を避け、一定の距離を保つ緩やかな関わり方に変化しつつある。そうした風潮を反映し、子どもや兄弟姉妹といった血縁者がいても、彼らの支援を受けられない、あるいは受けたくない者の存在がデータから明らかになってきた。

前出の内閣府調査「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」によれば、子のいる高齢者の73.4%が子との同居や近居6を希望する一方で、同居も近居も希望しない高齢者が18.9%もいた(図表 4)。世帯類型別にみると、単身者では38.3%、夫婦のみ世帯の高齢者では26.6%が、同居も近居も希望しないと回答した。これは、健康なために同居や近居の必要性を感じていないことの表れとみることもできる。しかし一方で、健康状態が「良くない」高齢者で、同居・近居ともに希望しない割合が27.3%と、「良い」の21.8%を上回り、健康状態別では最も高い結果となった。これは、介護等で負担をかけたくないとの思いの表れとも考えられることから、健康状態が悪くなれば、むしろ別居を希望する高齢者が増加する可能性があろう。



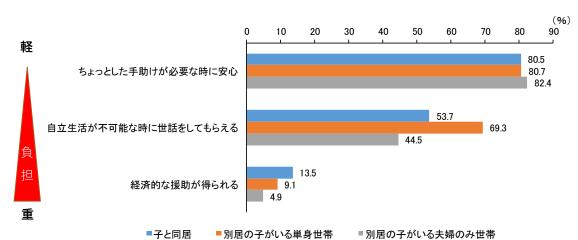
(図表4) 髙齢者の子との同居・近居の意向

- (資料) 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査(2018年)」を基に日本総合研究所作成
- (注1) 質問の対象は子どもがいる高齢者。
- (注2) すでに子と同居あるいは近居にある高齢者も将来の意向について回答。
- (注3) 四捨五入のため必ずしも100%とはならない。

⁶ 半径 6 キロメートル、車で 15 分以内程度の、日常的な往来ができる範囲に居住することを指す。



また、こうした高齢者の思いは、同調査の別の設問からも窺い知ることができる。 同調査では、子との同居や近居を希望する高齢者に対して、同居や近居をする場合に 子にどのようなことを期待しているかを尋ねている(複数回答)。居住形態によって 世帯の割合に若干のバラツキはあるものの、いずれの形態も、身体的、精神的、経済 的な負担が重くなるほど、子の支援を期待する者の割合が低下した(図表 5)。



(図表5) 同居・近居の子に対する高齢者の期待(複数回答)

(資料)内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査(2018年)」を基に日本総合研究所作成 (注)同調査での設問は「同居・近居をする場合に、どのようなメリットがあると思いますか」

少子化や家族関係の希薄化が進展していることを踏まえると、今後、人数そのもの が少ない子や血縁者に対して経済的・精神的負担が過度に集中することを嫌忌する傾 向が高まり、頼れる身内がいない、あるいは身内を頼ろうとしない高齢者が増加する ことが見込まれる。

各調査から得られたデータを基に推計すると、2040年には、子のない世帯数は単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせ 532万世帯(図表 2、既出)、子がいても頼らない世帯数は単身世帯と高齢夫婦世帯の合算で 327万世帯7となる。高齢者世帯全体の半数以上が子を頼れない、または頼らない状態になるのである。

5. 身元保証人の有無が高齢者の生活を制約

そうした高齢者が増加するなか、高齢者が不利益を被るケースが相次いでいる。わが国では、住宅ローンや自動車ローンなどの借金のみならず、日常生活の様々な局面 において、身元保証人の付与が慣習となっている。このため、身内から身元保証人を

②子がいても頼らない高齢夫婦世帯:高齢夫婦世帯から子のない高齢夫婦世帯を減じた世帯数に内閣府調査で同居・近居を希望しない高齢夫婦世帯の割合を乗じた世帯数(166万世帯)。



⁷ 下記世帯数の合算。

①子がいても頼らない単身世帯:単身世帯から子のない単身世帯を減じた世帯数に内閣府調査で同居・近居を希望しない単身世帯の割合を乗じた世帯数 (161万世帯)

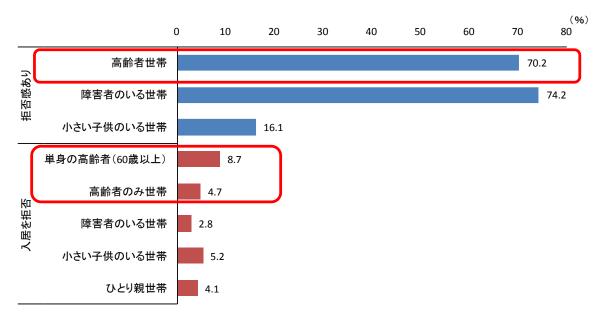


確保できない場合、高齢者は、賃貸住宅への入居や手術・入院などの際に下記のよう な制約を受けることとなる。

(1) 7 割の家主が高齢者の入居に拒否感

国土交通省(以下、国交省と略す)によれば⁸、2015 年 12 月に実施された民間調査 ⁹で、家主の 7 割以上が、60 歳以上の単身者や高齢者のみ世帯の入居に対して拒否感を抱き、約 1 割の家主が実際に拒否しているとの結果が得られた(図表 6)。当該調査は定期的に実施されているが、高齢者世帯の入居に対し拒否感を抱く家主や実際に入居を拒否する家主の割合に大きな変化はみられない。国交省や厚生労働省(以下、厚労省と略す)が居住支援サービスの拡充や入居を拒否しない住居の確保など、高齢者が安心・安全に居住できるような環境の整備を図っているものの、実際には入居を拒否されるケースが後を絶たない。

家主が身元保証人を求める主な理由は多様である。建物の損壊など賃借人に対する 損害賠償の不払いリスクや家賃未納リスクの低減、孤独死に伴う損害や諸手続きといった経済的・人的負担の低減、周辺住民とのトラブルの回避などが挙げられる。



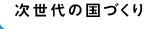
(図表6) 家主の高齢者の入居に対する意識

(資料) 国土交通省安心居住政策研究会参考資料「多様な世帯が安心して暮らせる住まいの確保 に向けた当面の取組について(2016年4月8日)」を基に日本総合研究所作成

(原典) 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会による調査(2015年12月)

(注)不動産管理会社 308 社による回答(賃貸人 27 万人、総管理戸数約 147 万戸)

⁹ 公益財団法人日本賃貸住宅協会による調査。不動産管理会社に対する調査。



⁸ 国土交通省安心居住政策研究会参考資料「多様な世帯が安心して暮らせる住まいの確保に向けた 当面の取組について(2016年4月8日)」P.1



なかでも、家主にとって高齢者に賃貸する際の最大のリスクは、近年、大きな社会問題となっている孤独死である。孤独死が発生した場合、居住スペースの清掃作業に要する費用のほか、風評により貸し出しできない期間の家賃収入の減少など、家主の経済的な損失は大きい。さらに、それが身寄りのない借家人の場合、家主は、時間的、精神的な負担も被ることとなる。火葬・埋葬や遺品・遺産整理および関連機関へ諸手続きなどの死後対応は、原則として自治体が行うことになっているものの、実際には家主が行わざるを得ないケースが大半である。身元保証人を確保することで、家主はこうしたリスクの回避を図っているのである。

なお、賃貸住宅への入居時の身元保証人は、支払い能力のある家族が担うケースが 大半である。高齢者の場合、配偶者や兄弟といった近親者が亡くなっていたり、存命 でも収入が年金のみだったりするなど、身元保証人の要件に合う家族を見つけられな いケースが少なくない。

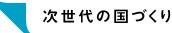
(2) 医療機関の約1割、介護施設の3割で入院・入所拒否

医療機関についてみると、厚労省によれば、身元保証人に関する調査¹⁰において、 医療機関の 65%が高齢者に限らず入院時に身元保証人を求めていたとの結果が報告 された。同調査では、身元保証人を求める医療機関に対して、身元保証人が得られな かった場合の対応を尋ねているが、その 4 分の 3(全体の半数)が入院を認めた一方 で、入院を拒否するとの回答した機関が 8.2%(全体の 5.3%)あった(図表 7)。厚 労省は過去幾度となく身元保証人がいないことを理由に手術や入院を拒否することの ないよう指導している¹¹にもかかわらず、事態は改善していない。

また、介護保険施設 12 や有料老人ホームなどでも、身元保証人がいないことを理由に入所を断るケースが報告されている。厚労省の調査 13 では、条件付きを含め入所を受け入れるとした施設は $^{47.1}$ %と調査施設の半分にも届かず、 $^{30.7}$ %の施設が入所を認めないとの結果となった(図表 8)。

医療機関や介護施設が身元保証人に求める主な役割としては、①医療機器の損壊に 伴う損害賠償や入院・入居費の保証(債務保証)、②医療行為や介護プランの同意・

調査対象施設数 5,000 カ所、有効回答数 2,288 カ所



¹⁰ 山梨大学大学院山縣然太郎教授らによる「平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金 医療現場における成年後見制度への理解および病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」調査対象医療機関数 6,102 機関、有効回答数 1,291 機関

¹¹ 入院・入所希望者に身元保証人などがいないことはサービス提供を拒否する正当な理由に当たらないとして、2016年3月7日に全国の自治体に対して医療機関や介護施設に指導するよう要請したほか、2018年4月27日にも同様の通達を出した。

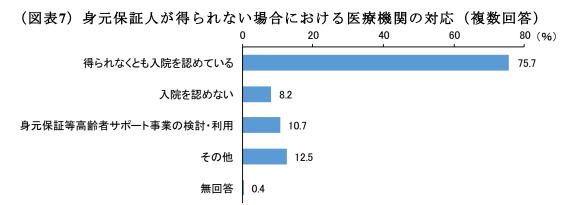
¹² 介護福祉保健施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設 (療養病床)。

¹³ みずほ情報総研株式会社「平成 29 年度老人健康保険増進事業 介護保険施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」



決定および確認、③本人死亡時の遺体・遺品引き取りなどの死後対応、④退院・退所¹⁴時の本人の引き取りが挙げられる。医療機関や介護施設の未収金が増加傾向にあり¹⁵、経営を圧迫されたケースも出てきているため、債務保証の役割に目が行きがちであるが、身元保証人にはその他にも多様な役割が負わされている。

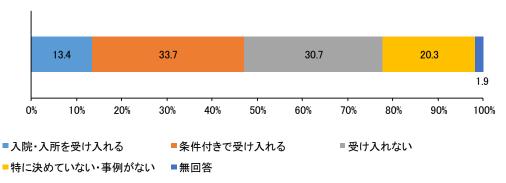
具体的に、医療行為や介護プランの同意・決定および確認については、治療や介護に関する説明への同席や予防接種等の本人に影響の少ない治療であれば、身元保証人の負担は軽微である。しかし、認知症や病気・怪我などにより本人の意思の確認が困難な場合では、本人に代わり手術や輸血、延命治療や臓器移植といった重大な医療行為に対する判断が求められるケースもある。死後対応では、遺体・遺品の引き取りから関連機関への諸手続き、場合によっては相続関連の手続きまで対応が求められる。



(資料)山縣然太郎研究代表「医療現場における成年後見制度への理解および病院が身元保証人に 求める役割等の実態把握に関する研究(平成29年度厚生労働科学研究費補助)」

(注) 母数は身元保証人の付与を求める医療機関。

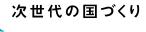
(図表8) 身元保証人が得られない場合における介護保険施設の対応



⁽資料) みずほ情報総研株式会社「平成 29 年度老人健康保険増進事業 介護保険施設等における 身元保証人等に関する調査研究事業」

(注)設問では「本人以外の署名を求めるか」。本人以外の署名欄の名称は、「身元引受人」、「身元保証人」、「保証人」など、施設により異なるが、施設側が求める役割から本稿で定義する「身元保証人」と同義と判断した。

¹⁵ 厚労省の調査によれば、2016 年度には 1 医療機関当たりの入院にかかる未収金が 1,300 万円以上に達した。



¹⁴ 要介護度や ADL (日常生活動作:食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営むうえで 不可欠な基本的行動のこと) の悪化、認知症の発症を退所の要件とする介護施設がある。



また、本人の引き取りといっても回復した状態ばかりでなく、健康が悪化した状態で の引き取りもあり得る。

このように、医療機関や介護施設が求める身元保証人の場合、経済面ばかりでなく、 身体的、精神的な負担が大きい。このため、子や同居する家族といった本人と密接な 関係にある身内が身元保証人になるケースが大半である。しかしながら、子のない高 齢者の場合、高齢になるにしたがい配偶者や兄弟姉妹など近親者が減少するため、こ うした重責を担うことができる者を見つけられる例は限られる。

6. 高齢者が身元保証を求められるケースは増加

今後を展望すると、長寿化の更なる進展に加え、価値観の多様化や社会進出の加速により、高齢者が身元保証人の付与を求められるケースは増加するとみられる。具体的には、次の通りである。

(1) 賃貸住宅の需要拡大

今後、終生、賃貸住宅で生活をする世帯が増加することが考えられる。これまで、年齢が上がるにしたがい住宅を保有する割合が上昇し、全国消費実態調査 (2014 年)によれば、世帯主が 65 歳以上の世帯では、2 人以上世帯で 9 割以上、単身世帯でも 7 割以上の世帯が住宅を保有していた。相続による取得が大半とみられるものの、定年を機に、退職一時金で住宅を購入した高齢者も一定数いる16と考えられる。

しかしながら、収入の先行きや老後の生活費に対する懸念もあり、持ち家志向は低下傾向にある。国交省が土地問題に関する国民の意識を調査したところ、2017 年度では、土地・住宅ともに保有したいとの回答は全体の 70%以上あったものの、10 年前の2007 年度に比べ 6 ポイント低下した。一方で、賃貸住宅で構わないとの回答は、6.7 ポイント上昇し 16.3%となった¹⁷ (図表 9)。年収の二極化が進展するなか、首都圏では、戸建て住宅の価格が年収の 7.2 倍、マンション価格が同 5.8 倍と高騰している(2017年度) ことを踏まえると、希望しても購入できない場合もあろう。

加えて、昨今の空き家問題に象徴されるように、相続した住宅に転居、あるいは住み続ける高齢者が減少する可能性も否めない。商店街、医療機関、公共交通機関が整う都市部で長年生活し、しかもその地で一定のコミュニティ・人間関係を形成してきた高齢者にとって、持ち家で賃料がかからないとはいえ、住み慣れた場所からの転居

⁽http://www.mlit.go.jp/statistics/details/t-jutaku-2_tk_000002.html)



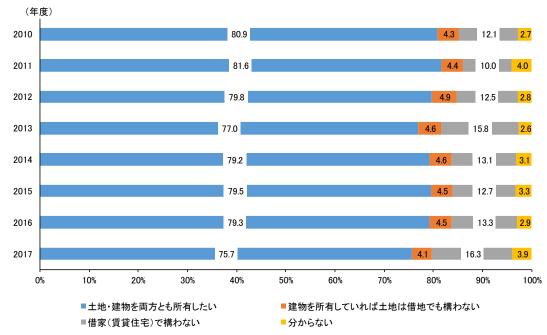
¹⁶ 国交省「住宅市場動向調査(2018年度)」によれば、世帯主の年齢が60歳以上で住宅を初めて取得(建て替えや相続は含まず)した者の割合は、注文住宅が1次取得者全体の8.9%、中古戸建て住宅が8.2%、中古マンションが6.9%であった。なお、調査地域は、注文住宅が全国、注文住宅以外が三大都市圏であった。

¹⁷ 国交省「平成 29 年度 住宅経済関連データ



は容易ではないと思われる。また、老後資金不足の高齢者の増加が指摘されることから、建て替えや、老後生活に必要な設備の敷設などのリフォームを行えず、住み続けられないといったケースが増加することも考えられる。

これらを踏まえると、わが国の持ち家率は全体的に伸び悩み、今後は高齢になっても賃貸住宅に居住する傾向が強まることが予測される。とりわけ、住宅価格が高額な3大都市圏では、高齢者世帯の賃貸住宅需要が一層拡大する可能性がある。



(図表9) 持ち家志向の推移

(資料) 国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査(各年)」

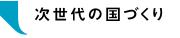
(2) 老年期の医療需要や介護施設利用者の増加

高齢者の手術や入院などの需要は、健康に対する意識の高まりや医学の発展を背景にわが国全体では年々減少しているものの、当然ながら年齢が上がるほど増す傾向に変わりはない。高齢者の人口 10 万人当たりの入院受診率 18 は、2017 年度では 2,734 人と、1990 年の 4,652 人をピークに低下している。しかしながら、年齢階級別にみると、2017 年度の入院受診率は、0 歳を除き 64 歳以下の年齢階級で 1,000 人未満であったのに対し、65~69 歳で 1,305 人、75~79 歳で 2,448 人、80~84 歳で 3,633 人、85~89 歳で 5,326 人と、年齢が高くなるにつれ加速度的に上昇している。

こうした傾向を踏まえると、今後、長寿化の進展により、手術や入院の需要のピークが更に老年期にずれ込み、身元保証人を担うことができる身内のない高齢者が増加することが予想される。

介護施設についても、介護保険施設や介護付き有料老人ホームへの入居希望が高ま

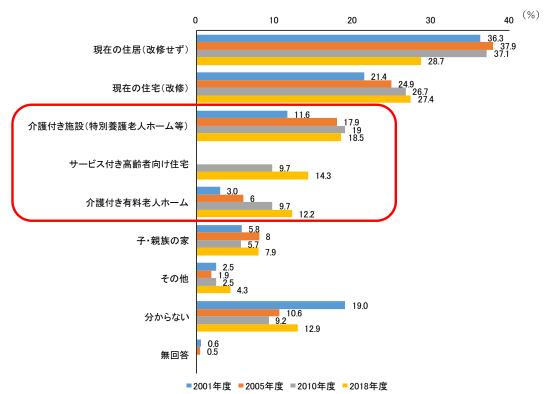
¹⁸ 人口 10 万人当たりの入院で受診した者の数。





っている。内閣府が 2018 年度に実施した調査によれば、「虚弱した場合どこに住みたいか(複数回答)」という問いに対し、現在の住居に関しては、改修せずに住み続けたいとの回答が全体の 28.7%と最も多かったものの、過去の調査と比べ約 10 ポイント低下した(図表 10)。また、改修して住み続けたいは 27.4%とわずかな上昇にとどまった。これに対し、介護施設に関しては、入所要件が厳しくなった介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの介護保険施設が 18.5%と伸び悩んだものの、サービス付き高齢者向け住宅¹⁹が 14.3%、介護付き有料老人ホームが 12.2%と、調査のたびに上昇している。また、子・親族の家と回答した高齢者は、調査年度によりバラツキがあるとはいえ、7.9%と低水準にとどまった。

このように介護施設に対する需要は増大しており、頼ることができる身寄りのない 高齢者の増加により、今後もこの傾向は一段と強まるとみられる。さらに、前項で示 した通り、老後資金不足から建て替えやリフォームが困難な高齢者の増加も見込まれ ることから、介護施設の需要が押し上げられる可能性も指摘できる。

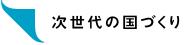


(図表10)虚弱化した時の居住形態に関する意向(複数回答)の推移

(資料) 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査(2001年度、2005年度、2010年度、2018年度)」を基に日本総合研究所作成

(注)サービス付き高齢者向け住宅については、2010年度の設問ではケア付き住宅。

^{19 2010} 年度調査はケア付き住宅。

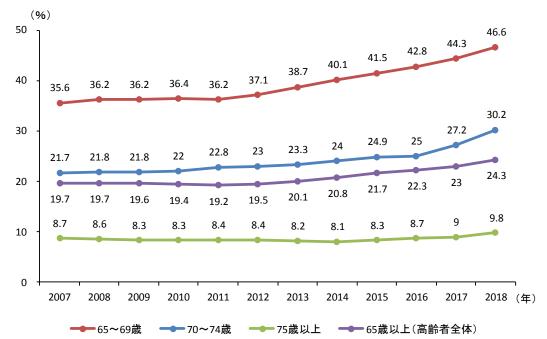




(3) 高齢者の就労機会の増加

「人生 100 年時代」を迎え、高齢者の就労機会が自然と高まり、なかでも、新たな 雇用先で就労する機会が増大するとみられる。

内閣府が 2014 年に実施した調査によれば、就労する 60 歳以上の高齢者のうち、65 歳以後も働きたいと回答した割合(「働けるうちはいつまでも」との回答含む)は 79.6% であった。2011 年度実施の同様の調査に比べ約 5 ポイント上昇し、高齢者の就労意欲が高まっていることを示している。



(図表11) 高齢者の就業率の推移

(資料)総務省統計局「労働力調査(各年)」および内閣府「高齢者白書(各年)」を基に日本総 合研究所作成

(注) 就業率=年齢階級別就業者数:年齢階級別人口

実際の高齢者の就業率も上昇傾向にあり、2018年には24.3%と、高齢者の4人に1人が就労する結果となった。年齢階級別では、65~69歳が46.6%、70~74歳が30.2%、75歳以上が9.8%と、年齢が上がるほど就業率は低下するものの、いずれの年齢階級においても年々上昇している(図表11)。

就労する高齢者が増加している背景には、当然、社会貢献や自らの健康の維持のほか、可能な限り働くべきであるという社会参画意識の高まりもあろう。加えて、「老後資金 2,000 万円問題」に象徴されるように先々の生活資金に対する懸念から、高齢になっても働かざるを得ないと考える層が一定数存在するとみられる。40~50 歳代のミドル層の約 2~4 割が金融資産を保有していないこと²⁰を勘案すると、今後、収入確

次世代の国づくり

²⁰ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 (2018年)」によれば、世帯主の年齢



保に重点を置き、体力の続く限り働きたいとする高齢者が一段と増加することが予想 される。

高齢就労者のなかには、より高額の収入を求め転職する人や、家計を支えるため再 就職したり新たに就職する人がいる。厚労省の統計によれば、高齢就労者の10人に1 人がハローワーク等を通じ新たな雇用先に就職している。全国的に人手不足が深刻化 するなか、高齢者の雇用市場は活発化する傾向にあり、それまでの勤務先にこだわら ずに転職する高齢者が増加することが見込まれる。

従来は、継続雇用制度の下で定年まで勤務していた企業に引き続き雇用されるケースが大半であったことから、高齢者が就労のために身元保証人を求められるケースは 稀であったと考えられる。しかしながら、高齢者の転職や再就職が一般的になること で、今後、新たな雇用先から身元保証人の付与を求められるケースが増加する可能性 は大きい。

7. 急がれる「人生 100 年時代」に相応しい仕組みづくり

これまでみてきたように、わが国では、独立して社会生活を送る高齢者が増加するなか、高齢者が契約などの当事者となるケースが増えてこよう。わが国においては、契約の際、どのような形式であれ、身元保証人を立てることが慣行となっている。そのため、自立した生活が可能であっても、身元保証人が確保できないことにより、高齢者が不利益を被るケースが後を絶たない。元来、身元保証人は、身内が務めることで日常生活の安心・安全を支える手段の一つであったが、社会情勢や家族環境が変化することで、むしろ高齢者が生活するに当たっての制約要因の一つとなりつつある。

こうした状況を受けて、厚労省をはじめ、社会福祉協議会や福祉関連機関が身元保証システムの在り方を検証する動きが出てきた。ただし、「身元保証人にどのような役割を求めるか」、「身元保証人が得られない場合どのような対応をしているか」などといった実態調査のほか、「身内に代わり誰が身元保証人の任に当たるべきか」といったように、あくまでも身元保証人を立てる慣行を前提とした制度の見直しが中心である。

しかしながら、現行システムを小手先だけ変える形で温存しても、多くの高齢者が 身元保証人の有無により大きく有利・不利に分かれるという懸念は払しょくされない。 前述のように、現在は少数派に過ぎない身元保証人を確保できない高齢者が、20年後 には約半数まで増え、当たり前の存在になる。こうしてみると、身元保証人を求める 慣行や現行システムは時代に即したものとはいえず、身元保証人が属人的に債務保証

別にみた金融資産の非保有率は、世帯主年齢が 40 歳代の場合、単身世帯では 42.6%、2 人以上の世帯では 22.5%、世帯主年齢が 50 歳代の場合、単身世帯では 39.5%、2 人以上の世帯では 17.4% であった。





や医療判断など包括的に保証するシステムを抜本的に改める必要がある。

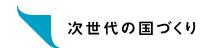
現在身元保証人に求められている役割をみると、債務保証については、家賃保証会社が滞納家賃を代位弁済する「家賃債務保証」制度のほか、昨今、医療費の未収に関する患者・医療機関側双方が加入する保険や、就業中に発生した器物損壊等に対する賠償に関する保険が提供され始めた。しかし、これまでのところ、こうした保険の利用者は限定的である。多くのケースで保険や信用保証を利用することにより、身元保証人を代替することは可能とみられる。今後、保険や信用保証を普及させるには、高齢者のニーズを踏まえ、官民が一丸となって制度設計することが必要となろう。

医療判断については、本人の意思を尊重するという原則にしたがえば、本人が正常な判断のできる時点で、輸血、延命治療、臓器移植など重大な医療行為に対する明確な意思表示を行うことを義務付けるべきであろう。それをマイナンバーに紐づいた健康保険証に記載(IC チップに搭載)することで、保険者(健康保険組合等)が変わっても、他の医療圏の患者でも、医療機関側は医療行為の是非の参考にできる。予め本人の意思が確認できない医療行為については、医師や弁護士などからなる第三者機関によって判断することが考えられる。

扶養については、現在整備が進められている地域包括ケアシステムのなかで対応できるケースもあろう。すでに商品化されている安否確認の IT 機器を普及させることもその一つである。しかしながら、人口減少に歯止めがかからない地方圏では、医療・介護の専門スタッフや自治体職員の確保が難しいうえ、地域コミュニティの維持が困難なことから、地域包括ケアシステムの構築が円滑に進んでいないという問題がある。現在および今後予見される地域の状況を勘案し、地域の枠組みや各主体の役割分担等、これまで想定していた体制を見直し、改変することも必要となる。

死後対応についても、保険機能を活用することで対応にかかるコストの低減を図ることができるうえ、マイナンバーの利用範囲を拡大することで関係機関への諸手続きや相続手続きの簡素化や自動化が進み、身元保証人でなくても対応が可能になるとみられる。ただし、マイナンバーに関しては、セキュリティ対策の強化はもちろんのこと、普及を促進するために、その有用性を周知し、国民的な理解を醸成することが求められよう。

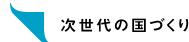
「人生 100 年時代」と称し、高齢者の活躍や豊かな老後生活が目指されるなか、身元保証人が確保できなくても不利益を被らず、高齢者が安心して自立した生活を送ることができる社会システムの構築が急がれる。シリーズ第 2 回以降では、「債務保証」、「医療判断」、「扶養」、「死後対応」について、掘り下げて論じる予定である。そのうえで、政府・自治体をはじめ、関係機関の迅速な対応を期待したい。





<参考資料・参照ホームページ>

- ・公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート[2014]. 「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」、2014年10月
- ・池田敏史子[2015]. 「民間団体が行う家族の代行サービス―身元保証と身元引受を 含む一括契約―」『国民生活 2015 年 9 月 号』、独立行政法人国民生活センター、2015 年 9 月
- ・森田幸喜[2015]. 「一人暮らしの高齢者への支援―現状と課題―」『国民生活 2015 年9月号』、独立行政法人国民生活センター、2015 年 9月
- ・内閣府消費委員会[2017]. 「身元保証等高齢者サポート事業に関す消費者問題についての調査報告」、2017年1月
- ・社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会[2017]. 「「身元保証」・「死後事務」サービス 「保証機能」の構築への提案」、2017年3月
- ・内閣府成年後見制度利用促進担当室[2017]. 「「成年後見制度利用促進基本計画の 案」に盛り込むべき事項に関する意見募集の結果について」、2017年3月
- ・厚生労働省[2017]. 「「身元保証等高齢者サポート始業に関する消費者問題についての建議」に係る実施状況の報告について」、2017年7月
- ・山縣然太郎研究代表[2018]. 「平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 厚生科学特別研究 医療現場における成年後見制度への理解および病院が 身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」、2018 年 3 月
- ・みずほ情報総研株式会社[2018]. 「平成 29 年度老人健康保険増進事業 介護保険施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」、2018 年 3 月
- ・公益社団法人日本医療福祉協会[2018]. 「身元保証がない方の入退院支援ガイドブック」、2018 年 4 月
- ・特定非営利活動法人つながる鹿児島[2019]. 「平成 30 年度厚生労働省生活困窮者就 労準備支援事業費等補助金 『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関す る調査研究事業 報告書」、2019 年 3 月
- ・厚生労働省(http://www.mhlw.go.jp/)
- ・国土交通省(http://www.mlit.go.jp/)
- ・国立社会保障・人口問題研究所(http://www.ipss.go.jp/)
- ・総務省統計局(http://www.stat.go.jp/)
- ・住宅金融支援機構(https://www.jhf.go.jp/)
- ・消費者庁(http://www.caa.go.jp/)
- ・独立行政法人国民生活センター (http://www.kokusen.go.jp/)
- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構(https://www.jil.go.jp/)





- ・内閣府(http://www.cao.go.jp/)
- ・法務省(http://www.moj.go.jp/)
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会(https://www.jpm.jp/)